

岩手県告示第 279 号

生活相談員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

生活相談員設置規程の一部を改正する告示

生活相談員設置規程（昭和 50 年岩手県告示第 976 号の 3）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 消費生活その他県民生活（交通事故に係るものを除く。以下同じ。）に関し相談に応じ、及び苦情を適切かつ迅速に処理することにより、県民生活の安定及び向上に資するため、広域振興局<u>地域支援課</u>、広域振興局総合支局の地域支援部及び地域支援部県民センター、地方振興局企画総務部（盛岡地方振興局企画総務部を除く。）並びに岩手県立県民生活センターに生活相談員を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 生活相談員は、その職務を行うに当たっては、広域振興局に勤務する者にあつては前項に規定する事務を担当する副局長（広域振興局総合支局に勤務する者にあつては、地域支援部長）の、地方振興局に勤務する者にあつては企画総務部長の、岩手県立県民生活センターに勤務する者にあつては岩手県立県民生活センター所長の指揮監督を受けるものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 消費生活その他県民生活（交通事故に係るものを除く。以下同じ。）に関し相談に応じ、及び苦情を適切かつ迅速に処理することにより、県民生活の安定及び向上に資するため、広域振興局<u>経営企画部</u>、広域振興局総合支局の地域支援部及び地域支援部県民センター、地方振興局企画総務部（盛岡地方振興局企画総務部を除く。）並びに岩手県立県民生活センターに生活相談員を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 生活相談員は、その職務を行うに当たっては、広域振興局に勤務する者にあつては<u>経営企画部長</u>（広域振興局総合支局に勤務する者にあつては、地域支援部長）の、地方振興局に勤務する者にあつては企画総務部長の、岩手県立県民生活センターに勤務する者にあつては岩手県立県民生活センター所長の指揮監督を受けるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。